

(質問第十八号) 昭和二十二年八月二日配付

無用法令の廃除に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年八月一日

姫井伊介

参議院議長 松平恒雄殿

無用法令の廢除に關する質問主意書

現行法令中には、太政官制以來のものが、累加疊積されて、既に時代的に其の生命を失えるもの、却つて支障になるもの、憲法施行上当然改廢を要するものが甚だ多い。こゝにおいて政府は、永年、封建的、國家主義的立法発令に汚濁せられたる我國の法的体形を、新日本のそれに適應するが如く清新化すると共に、法令の取扱と整理を簡易ならしむるため、適當なる調査機關を設けて、先ず其の無用有弊の法令を速かに廢除するの意思無きや。

右質問に対し文書答弁を求めらる。